

中間前金払制度について

平成21年12月1日

本市では、建設工事の請負契約において、次のとおり中間前金払制度を導入しましたのでご活用ください。

1 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、当初の前払金（請負代金額の4割）に加え、一定の要件を満たしている場合に、工期の半ばで更に2割の前金払を行うことができる制度です。

2 中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払を受けている場合で、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

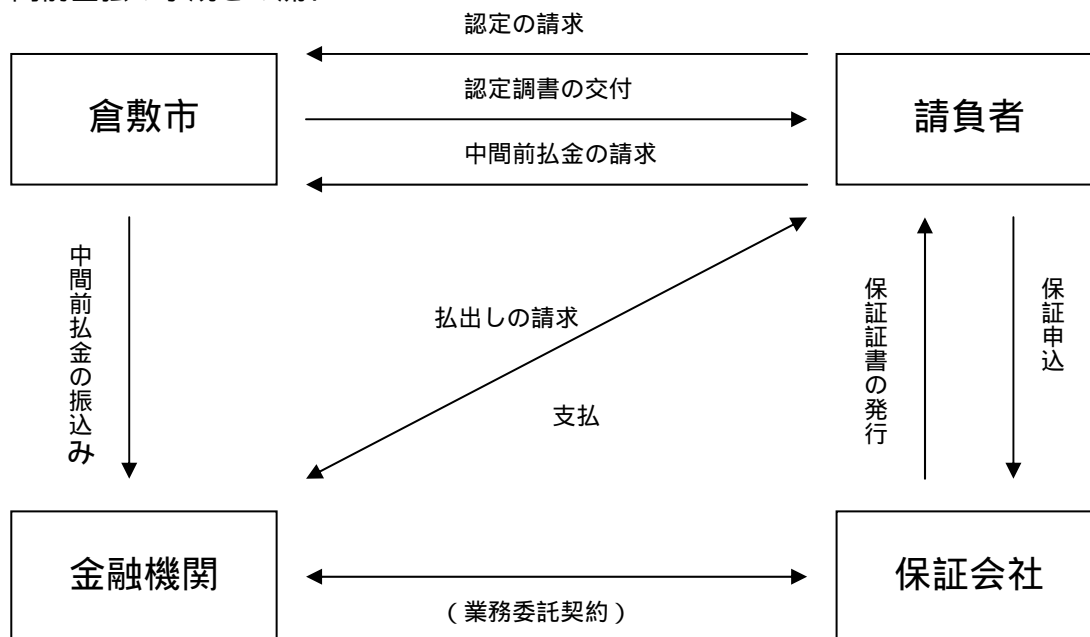
請負代金額が1,000万円以上であること

工期の2分の1を経過していること

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 中間前金払の手続きの流れ



請負者は、中間前金払認定請求書（様式 1）に工事履行報告書（様式 2）を添付して、当該工事の施工担当課へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。

工事施工担当課は、認定請求書を受理し、要件を確認したうえで中間前金払認定調書（様式 3）を請負者に交付します。

請負者は、中間前金払認定調書（様式 3）をもって保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。

請負者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。

請負者は請求書に保証証書を添えて契約課に提出してください。

倉敷市から中間前払金が指定口座に振り込まれます。

4 対象工事

平成 21 年 12 月 1 日以降に公告又は指名通知した工事が対象となります。

（測量、建設コンサルタント業務等は対象となりません。）

5 申請様式

契約課ホームページの「様式集」のページに掲載しています。

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=2061>

問い合わせ先

倉敷市総務局総務部契約課

086-426-3171

FAX 086-426-4234